

第3回北竜町議会定例会 第2号

平成29年9月15日（金曜日）

○議事日程

1 諸般の報告

2 委員会報告 第2号 決算審査特別委員会審査報告

認定第1号 平成28年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成28年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成28年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について

3 閉会中の所管事務調査について

○追加日程

4 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

5 意見書案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について

6 意見書案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書について

7 意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について

○出席議員（8名）

1番 北島勝美君

2番 藤井雅仁君

3番 小松正美君
5番 小坂一行君
7番 山本剛嗣君

4番 佐光勉君
6番 松永毅君
8番 佐々木康宏君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	佐野	豊	君
副町	長	高橋	利昌	君
教	育	本多	一志	君
総務課	長	井上	孝	君
企画振興課	長	南波	肇	君
住民課	長	中村	道人	君
建設課	長	大矢	良幸	君
産業課	長	有馬	一志	君
農業委員会	会長	山田	英喜	君
農事務局	局長	南	秀幸	君
教育次長		続木	敬子	君
会計管理者		南	祐美子	君
地域包括支援センター	長	杉山	泰裕	君
永楽園	長	長谷川	秀幸	君
代表監査委員		水谷	茂樹	君
農業委員会	会長			

○出席事務局職員

事務局	長	山田	伸裕	君
書	記	岩	淵孝亮	君

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、諸般の報告を行います。

平成29年第3回北竜町議会定例会は、9月12日から開会されております。町長から提出された案件中認定第1号から認定第8号までの審査を決算審査特別委員会に付託されております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 委員会報告第2号

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、委員会報告第2号、認定第1号から認定第8号までを議題といたします。

決算審査特別委員長から審査の結果報告を願います。

山本決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（山本剛嗣君） 平成29年9月12日、第3回定例会において本特別委員会に付託された平成28年度北竜町一般会計外7会計の歳入歳出決算認定については、9月13日から14日までの2日間にわたり、それぞれ所管担当部局の説明をいただき審査を行ったところであります。

審査結果として、口頭意見3点を申し上げて認定すべきものと決定いたしました。

口頭意見といたしまして、1点目、北竜町中央霊園に通じる道路整備についてであります。ここ数年、ひまわりまつりについては外国人観光客の増加も加わり、入り込み客数の増加が続いている。このことは大変喜ばしいことであり、関係者の努力に対し敬意を表するものであり、今後においても引き続き継続されていくことに期待する。その中であって、ひまわりまつり期間中における中央霊園との関係についてだが、ちょうどお盆時期と重なり、例年中央霊園に向かう方々の通行に支障が起きている状況が見受けられる。このことは、従前からの課題であると認識しており、入り込み客が増加している現状において、この課題解決について検討され、早期解消に努められたい。

2点目、ひまわりバンク育成基金条例についてであります。昨年の決算審査特別委員会でも口頭意見として申し上げたが、このことは基金の状況を考えると今後の対策、考え方、方向性などの指針策定は急がなくてはならないと判断する。このことから早期に進めていただきたい。

3点目、職員の総合健診についてであります。職員の総合健診（人間ドック）について

は、旭川厚生病院、深川市立病院、沼田厚生クリニックと病院指定されているが、北空知地域の中核病院である深川市立病院の利用を促進されたい。

以上3点を申し上げまして、決算審査特別委員会の報告といたします。

最後に、審査に当たり担当職員の親切丁寧な説明をいただきましたことに感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、つけ加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。

この際、理事者において答弁があれば発言を許します。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） ただいま決算審査特別委員会山本委員長さんから、平成28年度北竜町一般会計外7特別会計について、認定すべきものとの委員会報告をいただきました。議員各位の多大なご理解に心から感謝とお礼を申し上げるところであります。

また、付せられた口頭意見3件につきましては、十分検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（佐々木康宏君） 採決をいたします。

認定第1号から認定第8号まで、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐々木康宏君） 全員挙手です。

よって、認定第1号 平成28年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号 平成28年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第3号 平成28年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第4号 平成28年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第5号 平成28年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第6号 平成28年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第7号 平成28年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第8号 平成28年度北竜町簡易水道事業会計決算認定については、委員長報告の

とおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3 閉会中の所管事務調査について

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。
局長、朗読。

山田局長。

○事務局長（山田伸裕君） （朗読、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 本件について、申し出のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時08分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

ただいま議員から意見書案4件が提出されました。

この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第3号

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

1番、北島議員。

○1番（北島勝美君） 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、

文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

それでは、本文を多少省略しまして読み上げたいと思います。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本道の森林は全国の森林面積の4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給などの多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用を進める必要があります。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金などを活用し、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めております。

今後、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による森林・木材産業の成長産業化を実現するための充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

1、市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的なかわりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備からの木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定によりこの意見書を提出いたします。

平成29年9月15日。

議員各位の賛同を求めるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第3号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第3号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎日程第5 意見書案第4号

○議長(佐々木康宏君) 日程第5、意見書案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

4番、佐光議員。

○4番(佐光 勉君) 意見書案第4号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

我が国の地球温暖化対策については、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

ずっと飛びまして、もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位の賛同を求めます。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務、総務、農林水産、環境、経済産業各大臣、衆議院、参議院議長。

以上。

○議長(佐々木康宏君) 佐光議員、賛成者の議員をお願いします。それでないと提出できませんので。

○4番(佐光 勉君) それでは、再度申し上げます。

議員各位の賛同を求めます。

○議長(佐々木康宏君) 賛成者は、北竜町議会議員、山本剛嗣さんです。

提案理由の説明が終わりました。

意見書案第4号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第4号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号「全国森林環境税」の創設に関する意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎日程第6 意見書案第5号

○議長(佐々木康宏君) 日程第6、意見書案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

7番、山本議員。

○7番(山本剛嗣君) 意見書案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書(案)を提出します。

提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長であります。

文科省の2016年度「公立小中学校教員の勤務実態調査」結果において、厚労省が過労死の労災認定の目安としている月80時間超の残業に相当する教員が多く、これでは教職員がゆとりを持って子供たちに向き合い、子供たちに寄り添った教育を行うことは困難です。この背景には、「学習指導要領」に規定されている授業時数が多いことで日課が過密化していること、中学校の過熱化する部活動に加えて学力向上を求められ、教員一人一人の業務負担が著しく増加しているなどさまざまな要因があります。

長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められる中で、教職員についても超過勤務削減策が急務となっています。

以下、記載のとおりであります。

よって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同を求めるものであり、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木康宏君) 少々お待ちください。提出者と賛成者、確認していますので。もとは賛成者1名いるのだったのですけれども、表記のとおり進めます。

提案理由の説明が終わりました。

意見書案第5号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第5号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号 教職員の長時間労働是正を求める意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎日程第7 意見書案第6号

○議長(佐々木康宏君) 日程第7、意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題といたします。

本件については朗読を省略し、提案者の説明を願います。

3番、小松議員。

○3番(小松正美君) 意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書(案)。

提出先は、北海道知事、北海道教育委員会教育長、北海道議会議長であります。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40人学級で4～8学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これにより、2007年から10年間で、道内の公立高校は統廃合により42校減少し、公立高校のない市町村は50と増加した。

今後も統廃合が進むことは明らかであり、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」により地域間格差が増大するとともに、北海道地域全体の衰退につながる。

以上の趣旨に基づき、次の事項について意見する。

1、道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、地域の教育や文化だけではなく、経済や産業などの衰退につながることから、現在検討している「新しい指針」については、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を抜本的に見直したものとすること。

2、高校の学級定員を引き下げること。当面、地域の高校や定時制高校を先行的に30人以下学級にすること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象にすること。

4、地域の高校を存続させるため「高校キャンパス校」については、道教委が検討している「2年連続20人を下回った場合は統廃合する」とする「基準の改悪」をしないこと。また、しょうがいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通

うことができる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月15日。

議員各位の賛同を求めるものであります。

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

意見書案第6号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

意見書案第6号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書については、原案どおり可決されました。

直ちに提案どおり関係省庁に対し本意見書を送付いたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木康宏君） 本定例会の会議に付された案件は全て終了いたしました。

これで平成29年第3回北竜町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員